

監査報告書

令和4年5月20日

学校法人聖泉学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 聖泉学園

監事

安田 勝雄

監事

堀川 英雄



監事は、私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人聖泉学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果について報告いたします。

1. 監査方法

- (1) 業務監査及び理事の業務執行の状況については、理事会、評議員会に出席するほか、重要資料を閲覧して、学校法人聖泉学園の運営全般にかかる業務の執行状況を監査しました。
- (2) 会計監査については、八幡公認会計士事務所から監査の報告及び説明を受け、財務の適性執行並びに財産状況を監査しました。

2. 監査結果

学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。ただし、以下の3点について指摘します。なお、必要に応じてフォローアップの監事監査を行うことがあります。

- (1) 令和2年6月に聖泉大学経営改革委員会から答申のあった「聖泉大学の経営・運営基盤を見据えた人間学部のあり方」で示された1学部2学科構想が一向に進捗しないこと、人間学部の大幅な定員割れの状況、中途退学者が多いことなどから、次回理事会で人間学部存続の是非を問う審議日程及び判断基準を明確にすること。
- (2) 本年8月末までにその結論を総合的な視点で考慮しつつ決定し、その決定に関する以後の取り組むべき課題と日程等計画を、評議員会及び理事会で明確にし、本学の変革について良好かつ確実なコンセンサス形成を図ること。
- (3) 一層健全な経営基盤確立のため、全職員参加で学生及び保護者の満足度向上のための行動を今一度推し進め、かつ人件費等を含め経費削減策及び業務改善を具体的に推進すること。